

民事執行法及びハーグ条約実施法の一部を改正する法律案

— 債務者財産照会制度の創設、子の引渡しの強制執行の明確化等 —

浅野 匡男

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 民事執行法等の一部改正に至るまでの経緯
3. 法律案の概要
 - (1) 債務者財産の開示制度の実効性の向上
 - (2) 不動産競売における暴力団員の買受け防止
 - (3) 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化
 - (4) 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し
 - (5) 差押禁止債権をめぐる規律の見直し
 - (6) 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し
 - (7) 施行期日
4. 主な論点

1. はじめに

政府は、法務大臣の諮問機関である法制審議会の答申を踏まえ、平成 31 年 2 月 19 日（第 198 回国会）、民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受けを防止し、子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の明確化を図るなどの目的で、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第 28 号）（以下「本法律案」という。）を衆議院に提出した。

以下では、本法律案提出に至るまでの経緯、その概要及び主な論点について触れることとしたい。

2. 民事執行法等の一部改正に至るまでの経緯

民事執行法については、昭和 54 年に制定され、その後の社会情勢の変化への対応と権利

実現の実効性を高めるといった観点などから所要の改正が行われてきた。しかし、その後も手続の更なる改善に向けて幾つかの個別的な検討課題が指摘されてきた。

第1に、債務者財産の開示制度の実効性を向上させる必要があるという指摘である。

裁判手続において勝訴判決等の債務名義を得た債権者がその債権の満足を得るための債権執行の申立ては、債権者が自ら債務者の財産を調査して差し押さえるべき債権を特定してする必要がある（民事執行規則第133条2項）。差押債権の特定は、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならないと解されている¹。しかし、一般に債務者は当然差押えを免れようとする

財源の所在を自ら任意に明らかにせず、かえって隠匿するものであり、債権者は債務名義を取得してもその権利の実現に困難を伴うことが少なくない。そこで、権利実現の実効性の確保は国家の責務であるという認識から、債権者からの申立てにより、債務者を呼び出してその財産を開示させる手続（財産開示手続）が創設された²。

しかし、図表のとおり、平成16年4月以降、同手続の申立件数は年1,000件前後で推移していたが、平成22年をピークに減少を続け、平成30年は年577件まで減少した。債権執行の申立てが年十数万件台で推移し、減少傾向を示していないことと比べるとその利用実績の低調ぶりは明らかであり、同手続が情報開示を債務者自身の陳述によって取得するものであるなど、その実効性が必ずしも十分であるとはいえず、債務名義を取得した債権者のニーズに応えるものとなっていない状況にある。養育費、賠償金等の支払を怠っている債務者に対する強制執行の実効性の確保といった観点から、制度の拡充が

図表
債権執行事件及び財産開示手続の申立件数の推移（全国）

	債権執行	財産開示手続
平成16年	162,532	718
平成17年	139,969	1,182
平成18年	128,235	789
平成19年	114,384	663
平成20年	124,411	884
平成21年	116,146	893
平成22年	115,290	1,207
平成23年	111,500	1,124
平成24年	113,980	1,086
平成25年	116,433	979
平成26年	120,169	919
平成27年	114,613	791
平成28年	115,165	732
平成29年	120,404	686
平成30年	120,179	577

※平成16年の財産開示手続の数値は4月～12月の件数である。

※平成30年の数値は速報値である。

（出所）最高裁判所資料より筆者作成

¹ 大規模な金融機関の全ての店舗を対象として順位付けする方式（いわゆる「全店一括順位付け方式」）による債権差押命令申立てを却下した事案における許可抗告事件の決定（最決平23.9.20民集65巻6号2710頁）参照。

² もともとは平成13年6月の司法制度改革審議会意見書における指摘を受けて検討が開始された（司法制度改革審議会意見書（平13.6.21）の「Ⅱ 国民の期待に応える司法制度」の「第1 民事司法制度の改革」の「6. 民事執行制度の強化－権利実現の実効性確保－」〈<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/iken-2.html>〉を参照。以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも平成31年3月20日である。）。

強く求められていた³。

第2に、不動産競売手続において暴力団員による買受けを防止する必要があるとの指摘である。

平成4年3月施行の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(暴力団対策法)は、暴力団員が、脅迫、恐喝、暴行等の犯罪にならない形で不当に利益を図る形態の資金獲得活動を広範に展開し、また、暴力団同士の対立抗争が暴力団事務所等の付近の住民を巻き添えにするなど、市民や企業に多大な害悪や危険を及ぼすようになってきた状況を背景として制定されたものである。その後、数度の改正を経て今日に至っている。また、平成18年7月施行の「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(官民競争入札法)では、第10条の官民競争入札に参加できない者として「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」(第4号)、その他同号の者が役員である法人(第7号)等を規定している。

これらの法律の整備を背景として、公共事業や企業活動からの暴力団排除の取組が進められ、各都道府県においても、暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に向けた取組が進められてきた。各都道府県が行う公売手続においても、入札時に暴力団員等ではない旨の誓約書や確約書を提出し、もしこれに違っていたら一定の制裁を受けるという規律が設けられている⁴。

これに対し、民事執行法に定める裁判所が実施する不動産競売手続に関しては、いわゆる占有屋と呼ばれるような競売執行妨害を排除するための規定の整備は進められてきたものの、不動産競売手続に暴力団員等が買受人となることには何らの制限も設けられていない。そのため、競売手続における落札が正に「脅迫、恐喝、暴行等の犯罪にならない形で不当に利益を図る形態」になっているのではないかと、また、事務所獲得や活動資金源となっているのではないかととの指摘がされ、暴力団員等による競売不動産の取得を制限することが求められていた⁵。最近では、暴力団の事務所として使用されていた不動産を対象とする競売手続において、暴力団員等による取得を防ぐため、地元の警察や弁護士会の要請を受けた自治体が競売に参加して落札した事案が報道されるなど⁶、競売手続から暴力団員等の排除が課題となっている。

第3に、子の引渡しの強制執行に関する規律を明確にすべきであるとの指摘である。

現行の民事執行法では、子の引渡しの強制執行に関する明文の規定がなく、かつての執

³ 日本弁護士連合会の「財産開示制度の改正及び第三者照会制度創設に向けた提言」(平25.6.21) <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130621.pdf>などがある。

⁴ 一例として、都条例に基づく公売制度における確約書提出がある。 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/kobai_bouryoku.pdf>

⁵ 日本弁護士連合会の「民事執行手続及び滞納処分手続において暴力団員等が不動産を取得することを禁止する法整備を求める意見書」(平25.6.21) <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130621_2.pdf>などがある。また、平成25年12月10日閣議決定された『『世界一安全な日本』創造戦略』 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/131210/kakugi.pdf>>の30頁においては「不動産競売・公売への暴力団の参加防止等の方策について検討する」とされている。

⁶ 『読売新聞』(平31.1.8)

行実務においては間接強制によるしかないとされていたものの、間接強制は実効性に乏しいこと、家庭裁判所の判断を尊重することが子の福祉に合致することになると考えられること、直接強制を認めないとすると自力救済を誘発することになりかねないことなどを理由として、一定の要件の下に直接強制を認める運用が始まったとされている⁷。そのため、実務上は子の引渡しを物である動産の引渡しに関する規定を類推適用して行うという運用となっており、極めて不自然な状態が続いている。実際に引渡しの対象となるのは子であり、人格尊重の観点から、実務の運用において執行官等による様々な工夫や努力が積み重ねられてきたが⁸、同じように子を対象とする強制執行が扱われる「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「ハーグ条約実施法」という。）が平成26年4月に施行されたことに伴い、国内における子の引渡しの強制執行についても、規律を明文化する必要性がより強く意識されるようになり、国内法整備への気運の高まりが見られているところであった。

他方、ハーグ条約実施法による国境を越えた子の返還に関する強制執行も、子の返還の代替執行をするためには債務者である同居する親等の存在が要件とされていることなどが障害となって執行ができない事例が多く、国際的にハーグ条約に基づく義務の不履行国であるとの非難がされるなど⁹、返還の実効性が課題であるとの指摘がされていた。

このような社会情勢の中、法制審議会は、平成28年9月12日、法務大臣から「民事執行手続をめぐる諸事情に鑑み、債務者財産の開示制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受けを防止し、子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化するなど、民事執行法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問（第102号）を受けた。これに基づき、法制審議会は、同年11月18日から、山本和彦一橋大学大学院教授を部会長とする民事執行法部会（以下「部会」という。）での調査審議を開始した。部会では、（1）債務者財産の開示制度の実効性の向上、（2）不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、（3）子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化、（4）債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、（5）差押禁止債権をめぐる規律の見直しの主に五つの論点が議論され、平成29年9月29日から同年11月10日まで、それまでの部会での議論に基づいて取りまとめた中間試案¹⁰に対するパブリックコメント手続を実施した。

一方、部会で審議が進められていた子の引渡しの強制執行に関する規律について、ハーグ条約実施法に基づく国際間の子の返還の強制執行に関する規律との整合性を図る観点から、ハーグ条約実施法についても同じく部会で調査審議が行われ、平成30年7月5日から同年8月3日まで、部会での議論に基づいて取りまとめた追加試案¹¹に対するパブリック

⁷ 青木晋「子の引渡しの執行実務」『新民事執行実務』No. 4（平18.3）89頁

⁸ 子の引渡しの具体的事案に関する文献の一例としては、大塚慶之「子の引渡執行の実務―事案をもとにした完了要因の分析を中心にして―」『新民事執行実務』No. 15（平29.3）169頁以下がある。

⁹ 『毎日新聞』夕刊（平30.6.26）

¹⁰ 「民事執行法の改正に関する中間試案」〈<http://www.moj.go.jp/content/001237417.pdf>〉

¹¹ 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の改正に関する試案（追加試案）」〈<http://www.moj.go.jp/content/001262909.pdf>〉

コメント手続を実施した。

その後、中間試案及び追加試案に寄せられた意見を踏まえた審議を行って、部会は平成30年8月に民事執行法及びハーグ条約実施法を改正する要綱案を取りまとめ、法制審議会は同年10月の総会において要綱を採択し、法務大臣に答申した。

3. 法律案の概要

本法律案の概要は、民事執行法改正に関する（1）債務者財産の開示制度の実効性の向上、（2）不動産競売における暴力団員の買受け防止、（3）国内における子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化、（4）債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、（5）差押禁止債権をめぐる規律の見直し、ハーグ条約実施法改正に関する（6）国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しの6点である。

（1）債務者財産の開示制度の実効性の向上

ア 現行の財産開示手続の見直し

本法律案では、財産開示手続を充実したものとするため、まず、その申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの債務名義についても申立てを可能としている。現行法が債務名義を限定したのは、財産開示手続により債務者財産に関する情報が一旦開示されると開示前の状態に回復することができないことを考慮して、暫定的に執行力が付与されている仮執行宣言付きの債務名義は除外し、また、誤った強制執行がされても原状回復が容易であることを理由に金銭債権に限って債務名義性が認められる執行証書及び支払督促を除外したものとされている¹²。しかし、除外されたものも他の債務名義と執行力に差がなく、強制執行が可能である以上は、強制執行の準備のために行う財産開示手続において他の債務名義と区別することの必然性がないことから、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれであっても財産開示手続の申立てができるようにするものである。

次に、開示義務者が正当な理由なく執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述せず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則を強化し、現行法上は30万円以下の過料とされているものを、実効性を確保する制度とするため、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑事罰¹³に改めるものである。

イ 第三者からの債務者財産の情報取得手続の創設

さらに、現行の財産開示手続の見直しに加えて、債権者からの申立てにより、執行裁判所が、債務者以外の第三者に対し、債務者の財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設している。これは、いわゆる第三者照会制度の導入である。この制度に関しては、平成15年の財産開示手続の導入時にも検討されたものの、債権者が国や地方公共

¹² 谷口園恵『別冊法学セミナーno. 227 新基本法コンメンタール民事執行法』471頁

¹³ 現行法第205条の陳述等拒絶の罪に追加する形で同一の刑罰としている。

団体、税務署等の公的機関から情報を入手することはプライバシー侵害のおそれがあり、その一方で取引銀行等といった私人である第三者にのみ回答義務を課すことになるのは不当であるという理由から立法化が見送られた経緯があったが、現行の財産開示手続の実効性が不十分であることから、部会において改めて審議がされ、制度の対象となる第三者及び開示対象の情報の範囲、情報取得の必要性や情報提供義務の法的根拠及びその負担の大きさなど様々な検討がなされ、最終的には①銀行、信用金庫、証券会社等の金融機関から預貯金債権や株式、国債等に関する情報を取得する手続、②登記所から不動産に関する情報を取得する手続、③市町村や日本年金機構等から給与債権に関する情報を取得する手続が新たに創設される（③については、申立債権者が養育費等の債権や生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者に限定されている。）。

この手続の創設は、本法律案における中心の一つであり、特に、預貯金債権や給与債権は年間数十万件申し立てられている債権執行の多くを占める差押債権であり、法案成立による申立件数や債権の実効性などの点で、実務への影響は大きいと思われる。

（２）不動産競売における暴力団員の買受け防止

本法律案では、不動産競売手続における暴力団排除のための具体的方策として、まず、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、役員に暴力団員や暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がいる法人及びこれらに該当する者の計算において買受けの申出をした者による不動産競売手続による買受けを制限することとしている。

具体的には、不動産競売の入札にあたって、買受申出人は自らが暴力団員等に該当しないことを陳述しなければならないこととし、虚偽の陳述をした者に対しては6月以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑事罰¹⁴による制裁が科されることとしている。

次に、最高価買受申出人が暴力団員等であるかについて執行裁判所が警察に照会する制度を新たに設けることとしている。この新たな照会制度の創設に関しては、警察が暴力団員に対する専門的な知見を有していること、また、警察庁の部外への情報提供についての文書（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号「暴力団排除等のための部外への情報提供について」¹⁵）においては、「暴力団情報については、法令の規定により警察において厳格に管理する責任を負っている一方、一定の場合に部外へ提供することによって、暴力団による危害を防止し、その他社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である」とされていたことから、警察の協力が得られやすい環境が整っている（現に、新規の個人向け融資取引などの申込者が暴力団員かどうかを確認するために銀行がオンラインで警察庁のデータベースに照会するシステムの運用が平成30年1月4日から始まっている。同様のシステムは平成25年1月から証券会社でも稼働している¹⁶）。氏名や生年月日等、警察への照会に必要な

¹⁴ 脚注13と同様

¹⁵ 警察庁ホームページ<<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/keiji/sosikihanzaitaisakukikaku/kibun20131219.pdf>>

¹⁶ 『毎日新聞』（平30.1.4）

事項については、買受けの申出の際に明らかにしなければならないこととし、それらを証明する住民票等の証明文書を提出しなければならないこととされる予定である（現行の制度においても、民事執行規則第38条第6項、第49条、第50条第4項において住民票の写し等を提出するものとされているが、任意の協力を求める規定であるとされている。）。そして、執行裁判所は最高価買受申出人が暴力団員等（最高価買受申出人が法人である場合にはその役員が暴力団員等）に該当すると認めるときは、売却不許可決定をしなければならないこととしている。

なお、中間試案では、この売却不許可決定が確定したときには、民事執行法第66条に基づき買受けの申出にあたって提供した保証について、代金不納付の場合（同法第80条第1項）と同様に返還請求できないこととする案が検討されていたが、暴力団への不動産の供給源を断つという観点から支持されうるものの、虚偽陳述の刑事罰に加えて保証を没収する手続とすると実質的に二重の制裁になってしまうこと、警察に照会しても暴力団員等による入札であることが発覚せずに売却許可決定がされた場合は刑事罰の制裁だけであることとの整合性などを理由にこのような制度の創設は困難であるとされ、本法律案では見送られている¹⁷。

（3）子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

ア 間接強制前置の見直し

本法律案では、子の引渡しの強制執行の申立ては、①間接強制の決定が確定して2週間を経過したとき、②間接強制を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき、③子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるときにできるものとしている。

これは、現行のハーグ条約実施法に基づく国際間の子の返還の強制執行で必要とされる間接強制前置を実効性確保の観点から不要としつつ、子への心理的影響を可能な限り小さなものとするためには債務者の自発的な意思によって自らの監護を解いて債権者に引き渡すことが最善であるといった子の利益への配慮の観点から、直接的な強制執行の必要性、相当性が認められる場合にのみに申立てを限定するものである。また、このような子の利益への配慮の判断をする執行機関を、動産の引渡しの規定を類推適用している現行実務とは異なり、執行官ではなく、執行裁判所としている。

イ 債務者審尋

執行裁判所は、直接強制の方法による決定をする場合は、債務者の意見を聞かなければならないとしている。ただし、子に急迫した危険があるときなど、審尋をすることで強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りではないとして必要的審尋を緩和している。

これは、代替執行の手続における必要的審尋との整合性を図り、債務者の審尋の機会を保障しつつ、子への虐待等がうかがわれるような場合や、子の所在を変更するなどし

¹⁷ 民事執行法部会資料 16-1 「不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（1）」〈<http://www.moj.go.jp/content/001251985.pdf>〉8～10頁を参照

て執行妨害を図ることが見込まれる場合には、例外的に審尋を不要とするものである。

ウ 同時存在の要件の見直し

次に、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が執行の場所に出頭した場合に限りすることができるものとし、現行の運用で求めている子が債務者と共にいること（同時存在の要件）を不要とした。

この点、中間試案では、子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点から、同時存在の原則を採用していたが、債務者による抵抗や子への働きかけにより、子が親の選択を迫られるなど子の心身に悪影響を及ぼすおそれがあることや債務者が恣意的に執行の場に立ち会わないことで執行を不能にするなどの懸念があることから、本法律案では、債権者の出頭を要求することで、子の恐怖や混乱に十分対処し得ることから、同時存在の要件を不要とするものである。

エ 執行官による威力の行使等

さらに、執行官は、債務者の住居等その占有する場所において、債務者の説得、住居等への立入り、子の捜索、開錠など必要な処分をしたり、債権者と子の面会、債権者と債務者との面会をさせたり、債権者や代理人を住居へ立ち入らせたりするなどの行為をすることができるとしている。また、執行官は、子の監護を解くために必要な行為をする際に、債務者等の抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるとしている。他方、執行官は、子に対して直接威力を用いることはできず、威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるときは、子以外の者に対しても威力を用いることができないとしており、子の心身への負担を最小限にとどめるための配慮をしている。

オ 執行裁判所と執行官の責務

執行裁判所及び執行官の責務として、子の年齢及び発達程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないことを明文化している。

これは、現行の実務における工夫等の中でも配慮されているが¹⁸、執行裁判所と執行官の責務として規律することで、子の心身への負担を最小限にとどめるための配慮が必要であることを明確化している。

（４）債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

本法律案では、債権者が第三債務者から差押債権を取り立てることができることとなった日（取立届を提出している場合には、最後に当該届出をした日）から支払を受けることなく2年を経過したときには、債権者は、4週間以内に、執行裁判所に対して、第三債務者から支払を受けていない旨の届出をしなければならないものとし、期間内に届出をしないときは、執行裁判所は、職権で差押命令を取り消すことができるとしている。

債権者が自己の債権を満足するために債務者が有する金銭債権に対して強制執行を行っ

¹⁸ 前掲脚注7、8の青木論文や大塚論文参照

た場合には、以下のような経過をたどるのが一般的である。すなわち、金銭債権を差し押さえる場合には、執行裁判所の発した差押命令が第三債務者に送達された時に差押えの効力が発生する一方（民事執行法第145条第4項）、差押命令が債務者へ送達された日から1週間を経過したときに、差押債権者に取立権が与えられ（同法第155条第1項）、この取立てに応じて第三債務者が支払をすることにより、債権が弁済されたものとみなされる（同条第2項）。差押命令の送達以降は、取立権を与えられた差押債権者が、執行裁判所を介することなく、第三債務者から直接支払を受け、自己の債権に充てる。

このように債権執行では、原則として、換価と満足の過程を、私人である差押債権者の取立てに委ねており、その進行状況を執行裁判所が把握するため、差押債権者は、第三債務者から支払を受けたときは、直ちにその旨を執行裁判所に届け出なければならないとされている（同条第3項）。債権執行事件は基本的に差押債権者が差押債権の全部を取り立てた後、その旨の取立（完了）届を提出した時、あるいは、差押債権が存在しない（「空振り」といわれる。）か、僅かな金額であるために取立てが行われぬまま債権者が申立てを取り下げた時、このいずれかの事由により事件が終了することとなっている。しかし、取立ての届出は義務付けられているものの、怠った場合の制裁や効果は法定されておらず、また、申立ての取下げは飽くまで任意のものであるため、取立てが不首尾に終わった後も取り下げられないままにされることもあり、現行法上、他の強制執行事件と比べて事件終了の規律が不安定な状況にある。その結果、事件の進行管理を行う執行裁判所の負担が将来に向かって増え続けるおそれが指摘されており、これを解消することが本法律案の趣旨である。

（5）差押禁止債権をめぐる規律の見直し

本法律案では、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、差押禁止債権の範囲変更の申立てができる旨等の手続教示をしなければならないとするとともに、給与等（民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権）の差押えを受けた債務者が同申立てをするための準備期間として、債権者の取立権の発生までの期間を通常1週間から4週間に延長している（ただし、差押債権者の債権に養育費など扶養義務等に係る金銭債権（同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権）が含まれている場合は除かれている。）。

債務者がその生計を維持するために支給されている継続的給付や給料等が債権者によって差し押さえられると、債務者本人のみならず、その家族も生計を維持することが困難となる場合があり得る。民事執行法第152条第1項はこのような債務者及びその家族の最低限の生活を保障するという社会政策的配慮から、債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権（例えば、年金契約に基づく生命保険会社等からの給付等）及び給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与にかかる債権については、その支払期に受けるべき4分の3に相当する部分を差し押さえてはならないと定め、債権者の権利の実現との調和を図っている。しかし、国税徴収法に基づく差押えの場合は給与のうち一定額に満たないものについては差押えが禁止されている（国税徴収法第76条第1項）のに対し、民事執行法には同種の規定が

なく、少額の給与であっても差し押えることが可能となっている。債務者は、現行も同法第153条により差押禁止債権の範囲の変更を申し立てることは可能であるものの、債務者に対する差押命令正本の送達から1週間を経過したときには債権者の取立権が発生する（同法第155条第1項）ことから、このような短期間のうちに債務者が差押範囲変更の申立てをすることは事実上困難であるとの指摘があり、本法律案で債権者の保護の観点から財産開示制度が見直されることとのバランスを取る意味で、債務者を保護する観点から見直しを行っている。

なお、取立権発生までの期間を4週間に伸長する点について、請求債権に養育費などの扶養義務等に係る金銭債権が含まれる場合が除外されているが、これは、養育費等は、債権者の必要生計費と債務者の資力とを主要な考慮要素として定められるものであるから、その額の算定に当たり、差押禁止債権の範囲変更において考慮すべき事情が既に考慮されていると考えられること、養育費等は生活に必要なものであり、弁済期が到来したら速やかに支払われないと債権者の生活に支障が生じることなどがその理由とされている¹⁹。

（6）国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

本法律案では、ハーグ条約実施法における国際的な子の返還の強制執行を上記（3）の新たに明文化される国内の子の引渡しの強制執行に関する規律と同様の規律に見直すものである。

国内の子の引渡しの強制執行の見直しの議論では、国内事案とハーグ条約実施法事案では、国境を超えることや後者の事案では実体法上の判断が必ずしも伴わないことなどを理由に、両者を別個の規律とすることも検討されたものの、いずれも子を対象とする対人執行であり、子の心身への負担に対する配慮等について、両者に違いはないことから、債権者と返還実施者との違いなどの点を除き、両者をできる限り同様の規律とする趣旨である。法律案の具体的な内容については、上記（3）のア～オと同様である。

（7）施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、（1）イの②の登記所から不動産に関する情報を取得する手続については、この法律の公布の日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日から運用を始める。

4. 主な論点

（1）預貯金債権に関する情報取得手続の必要性

債権者にとっては、情報取得手続と債権差押命令の手続とで時間的にも費用的にも負担が増えることになる。特に、預貯金債権に関しては、いわゆる「全店一括順位付け方式²⁰」

¹⁹ 法制審議会民事執行法部会第16回会議(平成30年2月23日開催)議事録51頁以下<<http://www.moj.go.jp/content/001265581.pdf>>参照

²⁰ 脚注1参照

による債権差押命令申立てを認めれば、情報取得手続を実施しなくても、債権者にとって十分な効果が期待できると思われる。最高裁で全店一括順位付け方式が否定されてから既に7年以上経過しており、金融機関の勘定システムにおける体制整備も進んで、全店一括順位付け方式に対応できる金融機関が増えているのではないだろうか。情報取得手続は債務名義の実効性向上のために必要な制度であると思うが、支払を受けられていない債権者の負担に配慮し、債権者がいずれかの手続を選択できるなど、より合理的な執行手続の実現が期待される。

(2) 暴力団員等による買受け防止の方策の有効性

反社会的な活動を行う暴力団員等であれば、他人名義での入札など法を潜脱する方法によって不動産を入手することを考えるものと思われる。また、刑事罰についても、銃刀法や覚せい剤取締法などで刑罰が科されていても暴力団員等は違法行為を行うのが現実であり、刑事罰による防止策に高い効果は期待できるとはいえないであろう。

(3) 執行裁判所や執行官への研修等の必要性

その責務として子の心身への配慮が求められる執行裁判所や執行官は、強制執行に関しては専門性を有する組織や官職であるが、強制執行が子の心身へ与える影響についての専門知識を有するものではない。まずは、そのような専門的な知識等を付与するための研修等を充実させることが重要であると思われる。また、裁判所は異なるが、家庭裁判所に所属する家裁調査官を子の引渡しの強制執行に関与させる制度の創設が必要ではないだろうか。

(4) 預貯金債権に転化された年金等の差押禁止債権の保護の必要性

法律上差押えが禁止されている債権が、振込等によって預貯金口座に入金されると、預貯金債権に転化され、差押禁止債権には該当しないというのが実務の取扱いであるとされているが、本来、生活等に必要な資金であることから差押えが禁止されている趣旨を逸脱するものであると思われる。差押禁止債権をめぐる規律の見直しの中で、このような実務の取扱いも見直す必要はないか。

(5) ハーグ条約実施法事案を国内事案と同様の規律とすることの相当性

債務名義作成段階、つまり強制執行に先立つ審判や調停などの手続において、子の親権や監護権の帰属等についての審理が行われ、その中で子の心身への影響等も考慮された上で親権や監護権についての実体的な判断がされている国内事案とは異なり、ハーグ条約実施法により実施される子の返還の強制執行の場合、返還後に親権や監護権についての審理が予定されているものであることから、国内事案と同様の規律とすることに問題はないのか。

(あさの まさお)